

薬生食輸発0228第3号
平成30年2月28日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ミャンマー産緑豆のフィプロニル)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第2号（最終改正：平成30年2月23日付け薬生食輸発0223第1号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところです。

本日、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、モニタリング通知の別表第2及び別表第3からミャンマー産緑豆のフィプロニルの項を削除しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。